

中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（SBT） 認定支援事業補助金のご案内

本事業は、事業活動全体に関わる従業員数が250人未満の、市内に本社または主たる事業所を有する中小企業に対し、中小企業向けSBT認定取得に係る申請費用や温室効果ガス排出量の算定、削減目標の設定、削減計画の策定などに必要な費用を補助します。



○ SBT（Science Based Targets）認定※とは

SBTとは、パリ協定（世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃内に抑える努力をする）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです。

※ 認定は、国際的な認証機関である、「SBTi」が行っています。

1. 中小企業向けSBT認定取得のメリット

- 1 温室効果ガスを削減し、SDGsに貢献できる
- 2 投資家や顧客に対してプラスのアピール
- 3 光熱水費・燃料費の低減
- 4 企業価値向上による人材獲得力の強化



COST



2. 対象者

市内に本社または主たる事業所を有する、事業活動全体に係る従業員が250人未満の中小企業者(※1)、中小企業団体(※2)、青色申告を行っている個人事業主、医療法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人(※3)、一般財団法人(※3)、公益社団法人(※3)、公益財団法人(※3)、協同組合 等

- ※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、本補助金交付要綱別表1に規定する会社及び個人
※2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
※3 中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

3. 補助対象経費と補助率

● 補助対象経費

- ① 温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定、削減計画の策定のための委託料等
- ② 中小企業向けSBT認定取得に係る申請費用

● 補助率

補助対象経費の2分の1、上限額100万円（SBT認定申請後に交付）

4. 募集期間

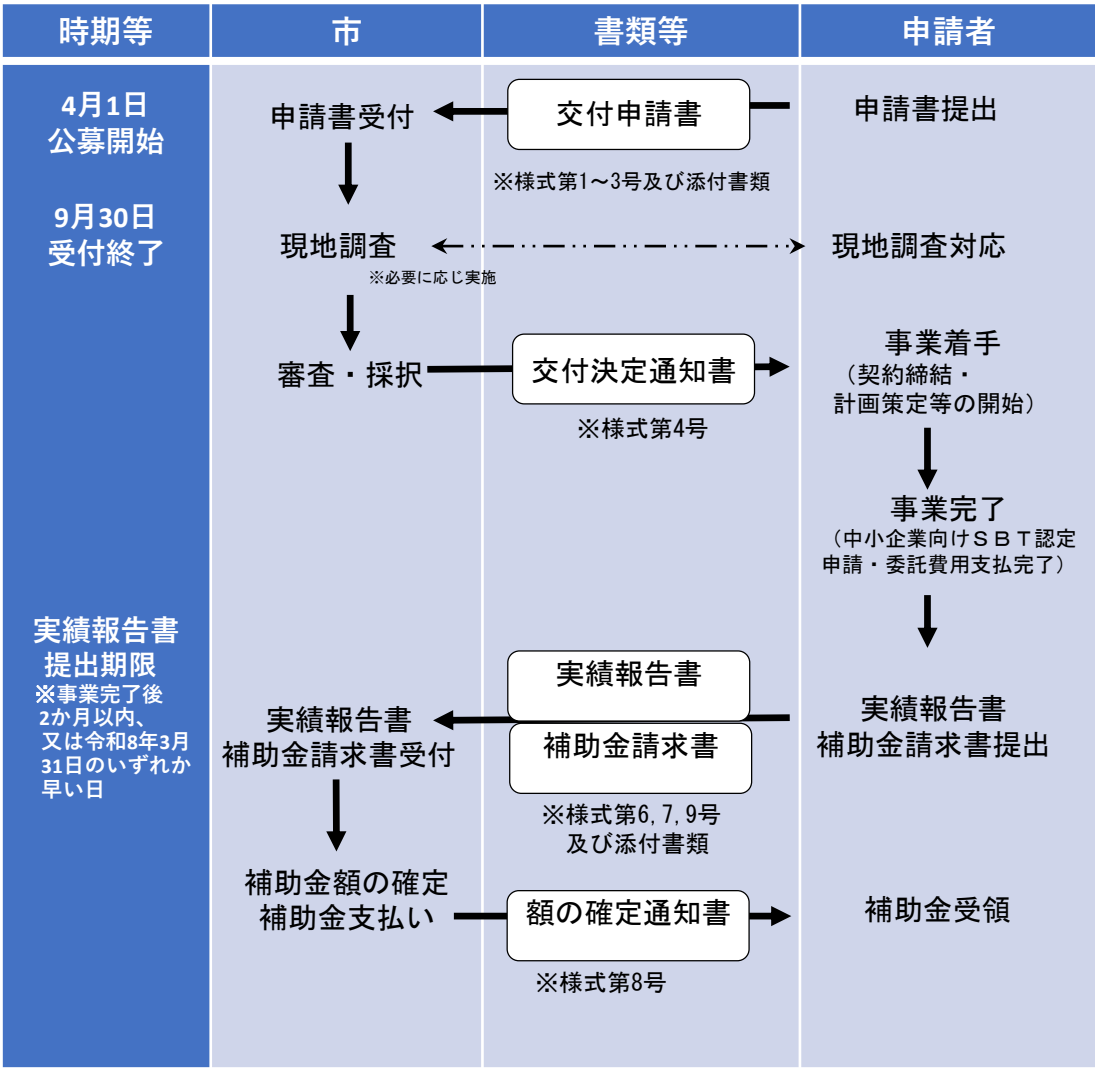
令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火)

5. 補助対象事業の要件

要件

- (1) 温室効果ガス排出量の現状把握は、GHGプロトコルに基づくものであること
- (2) 中小企業向けSBTの認定基準に相当する中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び削減計画の策定を行うこと
- (3) 補助対象事業の完了後、中小企業向けSBT認定を取得すること

6. 補助金申請の流れ



※ 詳細は宇都宮市のホームページをご覧ください。応募方法や申請様式を掲載しています。

URL:<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/1034535/1032050.html>



宇都宮市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



【問い合わせ先】

宇都宮市 環境部 環境創造課
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
市役所本庁舎12階
TEL：028-632-2403

